

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成27年7月30日(2015.7.30)

【公開番号】特開2014-13609(P2014-13609A)

【公開日】平成26年1月23日(2014.1.23)

【年通号数】公開・登録公報2014-004

【出願番号】特願2013-195377(P2013-195377)

【国際特許分類】

G 06 F 3/041 (2006.01)

【F I】

G 06 F	3/041	3 8 0 H
G 06 F	3/041	3 8 0 M
G 06 F	3/041	3 8 0 R
G 06 F	3/041	3 3 0 B

【手続補正書】

【提出日】平成27年6月16日(2015.6.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンピュータに、

画像表示可能な表示部の表示画面上で座標を入力するための座標入力部によって検出された入力が、第1の入力のみである場合は、該第1の入力は点指定操作と判定し、該第1の入力が継続された状態で別の第2の入力が検出された場合は、該第1の入力及び該第2の入力は領域指定操作と判定する操作判定機能と、

前記点指定操作と判定された場合、前記座標入力部から取得した前記第1の入力の座標に基づいて、前記表示画面上における対応点を指定する点指定機能と、

前記領域指定操作と判定された場合、前記座標入力部から取得した前記第1の入力の座標及び前記第2の入力の座標の少なくとも一方に基づいて、前記表示画面上における領域を指定する領域指定機能と、

を実現させるためのプログラム。

【請求項2】

前記領域指定機能では、前記第1の入力の座標及び前記第2の入力の座標の少なくとも一方に基づいて、前記領域を算出する基準となる座標であって、該領域を規定する境界線に含まれ且つ該第1の入力の座標及び前記第2の入力の座標とは異なる基準座標を算出する機能を、

実現させるための請求項1に記載のプログラム。

【請求項3】

前記コンピュータに、さらに、

前記基準座標の前記表示画面上における対応点を前記表示部に表示させる機能を、
実現させるための請求項2に記載のプログラム。

【請求項4】

画像表示可能な表示部と、

前記表示部の表示画面上における座標を入力するための座標入力部と、

前記座標入力部によって検出された入力が、第1の入力のみである場合は、該第1の入

力は点指定操作と判定し、該第1の入力が継続された状態で別の第2の入力が検出された場合は、該第1の入力及び該第2の入力は領域指定操作と判定する操作判定部と、

前記点指定操作と判定された場合、前記座標入力部から取得した前記第1の入力の座標に基づいて、前記表示画面上における対応点を指定する点指定部と、

前記領域指定操作と判定された場合、前記座標入力部から取得した前記第1の入力の座標及び前記第2の入力の座標の少なくとも一方に基づいて、前記表示画面上における領域を指定する領域指定部と、

を有する情報処理装置。